

【日常生活用具給付案内】（視覚・聴覚・言語に係る障がい用）

種目（耐用年数）	障害及び程度	性 能（基準額）
火災警報器 （8年）	障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生 の感知及び避難が著しく困難な方。ただし、火災発生 の感知及び避難が著しく困難な方のみで世帯又はこれ に準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し 屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの （基準額 15,500円）
自動消火器 （8年）		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液 を噴射し、初期火災を消火し得るもの （基準額 28,700円）
電磁調理器 （6年）	視覚障害2級以上の視覚障がい者で、視覚障がい者のみ の世帯及びこれに準ずる世帯。又は重度もしくは最重度 の知的障がい者で、知的障がい者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得る もの （基準額 41,000円）
歩行時間延長信号 機用小型送信機 （10年）	視覚障害2級以上の身体障がい者（児） ただし、原則として学齢児以上の方	視覚障がい者が容易に使用し得るもの （基準額 7,000円）
聴覚障がい者用屋 内信号装置（10 年）	聴覚障害2級以上の聴覚障がい者（児）で聴覚障がい者 （児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音・音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの ※ サウンドマスター、聴覚障がい者用目ざまし時計及び 聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。 （基準額 87,400円）
視覚障がい者用体 温計（音声式） （5年）	視覚障害2級以上の視覚障がい者で、視覚障がい者のみ の世帯及びこれに準ずる世帯。 ただし、原則として学齢児以上の方	視覚障がい者が容易に使用し得るもの （基準額 9,000円）
視覚障がい者用体 重計（5年）	視覚障害2級以上の視覚障がい者で、視覚障がい者のみ の世帯及びこれに準ずる世帯。 ただし、原則として学齢児以上の方	視覚障がい者が容易に使用し得るもの （基準額 18,000円）
携帯用会話補助装 置（5年）	肢体不自由又は音声機能もしくは言語機能障害であっ て、発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者（児） ただし、原則として学齢児以上の方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有 し、身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの （基準額 98,800円）
情報・通信支援用具 （5年）	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障 がい者（児）	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器 や、アプリケーションソフト ○上肢機能障がい者（児）：インテリキー・ジョイス ティック等 ○視覚障がい者（画面）：画面拡大ソフト・画面音声 化ソフト等 （基準額 100,000 円）
点字ディスプレイ （6年）	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）であって、必要 と認められる方	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示 すことのできるもの （基準額 383,500円）
点字器 （5年）	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児） 原則として学齢児以上の方	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもので次のと おりとする。 （1）標準型 ア 両面書真鍮板製 （基準額 10,400円） イ 両面書プラスチック製 （基準額 6,600円） （2）携帯用 ア 片面書アルミニウム製 （基準額 7,200円） イ 片面書プラスチック製 （基準額 1,650円）
点字タイプライタ ー（5年）	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）で就労若しくは就 学している者又は就労が見込まれる方	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの （基準額 63,100円）
視覚障がい者用ポ ータブルレコーダ ー（6年）	視覚障がい者2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、 原則として学齢児以上の方	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、 DAISY方式による録音並びに当該方式により記 録された図書の再生が可能で製品であって、視覚障が い者（児）が用意に使用し得るもの （基準額 85,000円）

種目（耐用年数）	障害及び程度	性 能
視覚障がい者用活字文書読上げ装置（6年）	視覚障害2級以上。 ただし、原則として学齢児以上の方	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの（視覚障がい者用ポータブルレコーダーの機能及びOCR機能により内蔵カメラで撮影した活字文書を音声で読み上げる機能を併せ持つものを含む） （基準額 99,800円）
視覚障がい者用拡大読書器（8年）	視覚に障害を有する視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方。 ただし、原則として学齢児以上の方	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの （基準額 198,000円）
視覚障がい児用書面台（5年）	視覚障がい児で就学している者又は就学が見込まれる方であって、本書面台により読み書きが可能になる方。 ただし、原則として学齢児以上の方	読み書きが容易になるよう角度調節ができる書面台であるもの （基準額 24,500円）
視覚障がい者用ICタグレコーダー（6年）	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）	取り付けたICタグからその物品等の名称を音声にて再生可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。ただし、ICタグについては、本体と同時に購入の際のみ交付対象とする。 （基準額 63,000円）
視覚障がい者用時計（10年）	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児） ただし、原則として学齢児以上の方	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの （1）解読式（基準額 10,300円） （2）音声式（基準額 13,300円）
聴覚障がい者用通信装置（5年）	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいがあるために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの （基準額 71,000円）
聴覚障がい者用情報受信装置（6年）	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの （基準額 88,900円）
人工喉頭（笛式：4年） （電動：5年）	喉頭摘出者	（1）笛式：呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの （基準額 8,100円） （2）電動式：顎下部等にあって電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの （基準額 70,100円）
人工鼻	常時埋め込み型人工喉頭を使用する喉頭摘出者で人工鼻を必要とするもの（シャント法による発生をする者に限る）※ <u>初回のみ</u> 医師の意見書要	埋め込み型人工喉頭用人工鼻の使用に伴い必要となる消耗品（月額 23,760円） ※2箇月毎の申請で年度内で最大6箇月申請可
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいがある聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。 ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	電話回線及び電話回線基本使用料 新規設置（基準額 83,300円） 回線切換のみ（基準額 2,000円）
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
視覚障がい者用図書（点字図書）	視覚に障がいがある視覚障がい者（児）であって、主に情報を点字によっている者	年間24冊 （一般図書の購入価格相当額のみ自己負担）
視覚障がい者用図書（大活字図書）	視覚に障がいがある視覚障がい者（児）であって、大活字による文字が読める者	年額 60,000円